## 身体障害者・知的障害者相談員の紹介

障害者相談員とは、身体障害並びに知的障害をお持ちの方々へ福祉施策のより一層の充実を図るため、これらの方々の相談に応じ必要な指導、助言をしていただく目的で道から委嘱を受けている人のことをいいます。

現在、小平町では身体障害者相談員が１名、知的障害者相談員が１名委嘱を受け、相談を受け付けています。次の連絡先までお気軽にご相談ください。

**身体障害者相談員**

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 福井（ふくい）　紀道（のりみち） | 字鬼鹿港町156－2 | 57－1818 |

**知的障害者相談員**

| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 仙石（せんごく）　景章（けいしょう） | 字鬼鹿田代15 | 57－1826 |

**◎問い合わせ先**　保健福祉課福祉係（内線272・273）

## 献血車ひまわり号が来町します！！
## ～献血はみんなのできる助け合い～

**10月22日（月）**

- **小平町役場前**　10：00～12：00
- **おにしか更生園前**　13：00～14：20

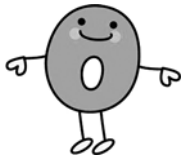

※患者さんの輸血時の副作用を軽減するため、医療機関では400ml献血由来製剤の需要が年々増加していますので、400ml献血に多くの方のご協力をお願いいたします。

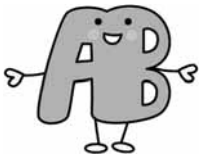

**◎問い合わせ**　保健福祉課福祉係（内線287）

## 町の特産品振興のため、アイデア・意欲ある方を応援します
## 「小平町特産品振興支援事業補助金」

町では、平成26年10月から支援が必要と認定された特産品振興のための生産活動や調査研究を支援し、町特産品のブランド化を図り、雇用機会拡充とともに地域経済の振興につながることを目的とした補助事業を実施しておりますので、下記概要をご理解いただき積極的に活用されますようお知らせいたします。

**【補助要綱の概要】**

- 補助対象者　→町内で特産品のための生産活動（加工品含む。）又は調査研究を行う者。
- 補助率等　→生産活動施設整備費…事業費の２分の１以内（補助金上限額500万円）
  調査研究費……事業費の２分の１以内～全額（補助金上限額200万円）
- 認定等　→各所属組織等（組織に所属していない場合は町へ直接）を通じ認定申請をしてください。その後、各団体から推薦の受けた者で構成する審査会において認定の可否を判断します。なお、申請者は審査会に出席し、申請内容の説明を行う必要があります。
- 実績報告　→事業実施の翌年度から３年間、経営等の実績を報告しなければなりません。
- 振興組織への参画　→補助金の交付を受けた方は、情報交換を通し連携方策を検討するため、別に組織する協議会に参加することが必要です。

※詳しくは、各産業団体（農協・漁協・商工会）又は企画振興課にお問い合わせください。